

令和4年度 佐賀大学研究者国際交流支援事業に係る FAQ

令和4年7月7日

Q 1. 本支援事業は、本支援事業への申請後又は選考後に開催する国際研究集会しか支援の対象とならないのか。

A 1. 本支援事業の対象は、公募要項「2. 対象事業」のとおり、「令和4年度内に実施する本学研究者による主催又は海外の大学・研究機関等と共催する対面での研究者国際交流に、オンラインの手法も取り入れたハイブリッド方式による国際研究集会」となります。このため、令和4年度内に開催するものであれば、本支援事業への申請前や選考前に開催した国際研究集会についても支援の対象となり得ます。

ただし、選考の結果によっては、全額又は一部を支援できない場合があることにご留意ください。

Q 2. 海外で開催される国際研究集会に参加するための旅費も支援されるのか。

A 2. 海外への旅費も本支援事業の対象になりますが、公募要項「3. 申請要件」のとおり、支援対象となる国際研究集会について、本学が主催又は海外の大学・研究機関と共催で開催されるものである必要があります。

また、国際研究集会を海外で行う場合であっても、オンラインによるハイブリッド方式で開催し、本学の学生や研究者がより多く参加できるよう計画することが要件となります。

Q 3. 公募要項「2. 対象事業」に対面での開催を基本とあるが、オンラインのみでの計画は認められないのか

A 3. 対面での研究者交流を基本としますが、やむを得ない事情で、オンラインのみによる計画となる場合は、その理由を申請書「6. 実施方法」に記載ください。

Q 4. 公募要領「3. 申請要件」にオンラインによる手法も併せて実施とあるが、対面で開催する国際研究集会でもオンラインで開催する必要があるのか

A 4. 本支援事業は、募集要項「1. 趣旨」に記載のとおり、本学における研究者交流を推進することを目的とし、より多くの研究者交流が行われるよう計画してください。

国際研究集会は、オンラインによるハイブリッド方式で開催し、本学の学生や研究者がより多く参加できるよう計画することが要件となります。

Q 5. 公募要領「3. 申請要件」にオンラインによる手法を併せて実施するなど、研究者交流の一層の促進に寄与する手法をとることとあるが、研究者交流数の目安はあるのか

A 5. 50人以上の研究者交流を想定していますが、50人以下での申請を妨げるものではありません。

Q 6. 公募要項「4. 事業責任者（申請者）」において、「原則として、常勤教員とする」とあるが、常勤教員以外の者として、具体的にどのような者を想定しているのか。

A 6. 本事業は、募要項「趣旨」に記載のとおり、本学の研究者らの国際学术交流体制の推進・支援等を目的としているため、事業責任者（申請者）については、原則として、本学の常勤教員としています。一方、本事業の趣旨に沿った国際研究集会の開催を促進する観点から、本学の常勤教員以外の者（客員教員等）も支援の対象となり得ますので、当該場合には、申請前に学術研究部研究推進課国際企画室まで個別にお問合せください。

Q 7. 共同研究枠に申請する場合、これから共同研究につながる予定のものであっても申請できるのか

A 7. すでに特定の具体的課題について共同研究を行っており、その成果発表等の事業を想定しております。今後、共同研究につながる予定があるという場合は、一般枠で申請してください。

Q 8. 共同研究枠や学术交流協定枠で申請を検討しているが、重複して一般枠での申請も可能か。

A 8. 重複申請はできません。いずれかを選択して申請してください。

Q 9. 公募要項「1 1. 広報について」に事業の実施前及び実施後に学内外に広く事業に関する広報を行うこととするとあるが、研究室のホームページでの広報でもよいのか

A 9. 広報室、学部、研究室等のホームページ等での広報を想定しております。

また、事業終了後は、国際交流推進センターにおいて成果発表を行いますので、事業後すみやかに、国際研究集会の写真や広報用の記事等をご提出ください。

Q10. 審査はどのような観点で行われるのか

A10. 募集要項「12. 審査基準」に記載のとおり、以下の3つの観点で評価を行い、原則として、得点の高い事業から採択されます。その他、多くの研究者が交流できるよう工夫されているかなど考慮されます。

- (1) 国際研究集会を実施しなければならない必要性が明らかであり、国際研究集会を通して、研究者の知識や専門技術の相互移転が見込まれるなど、研究者が交流することの意義が明らかであること。【交流の意義】
- (2) 博士号取得前の若手研究者が参加し、若手研究者養成への貢献が見込まれること。【若手研究者養成への貢献】
- (3) 計画が具体的かつ実現可能と判断され、研究の発展に資する人的交流が期間中に行われるとともに、将来的な発展の可能性が高いと認められること。【実現可能性及び将来発展可能性】

Q11. 共同研究枠や学術交流協定枠での申請数が採択予定数を上回った場合、一般枠で採択されるということはあるのか

A11. 採択については、書面審査の結果を踏まえて国際交流推進センター運営委員会で審議されることとなり、全体の予算を鑑みて総合的に判断されることとなります。

Q12. 申請金額が減額されることはあるのか。

A12. 書面審査の結果を踏まえて、国際交流推進センター運営委員会で支援額も含めて、総合的に判断することとなります。